

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

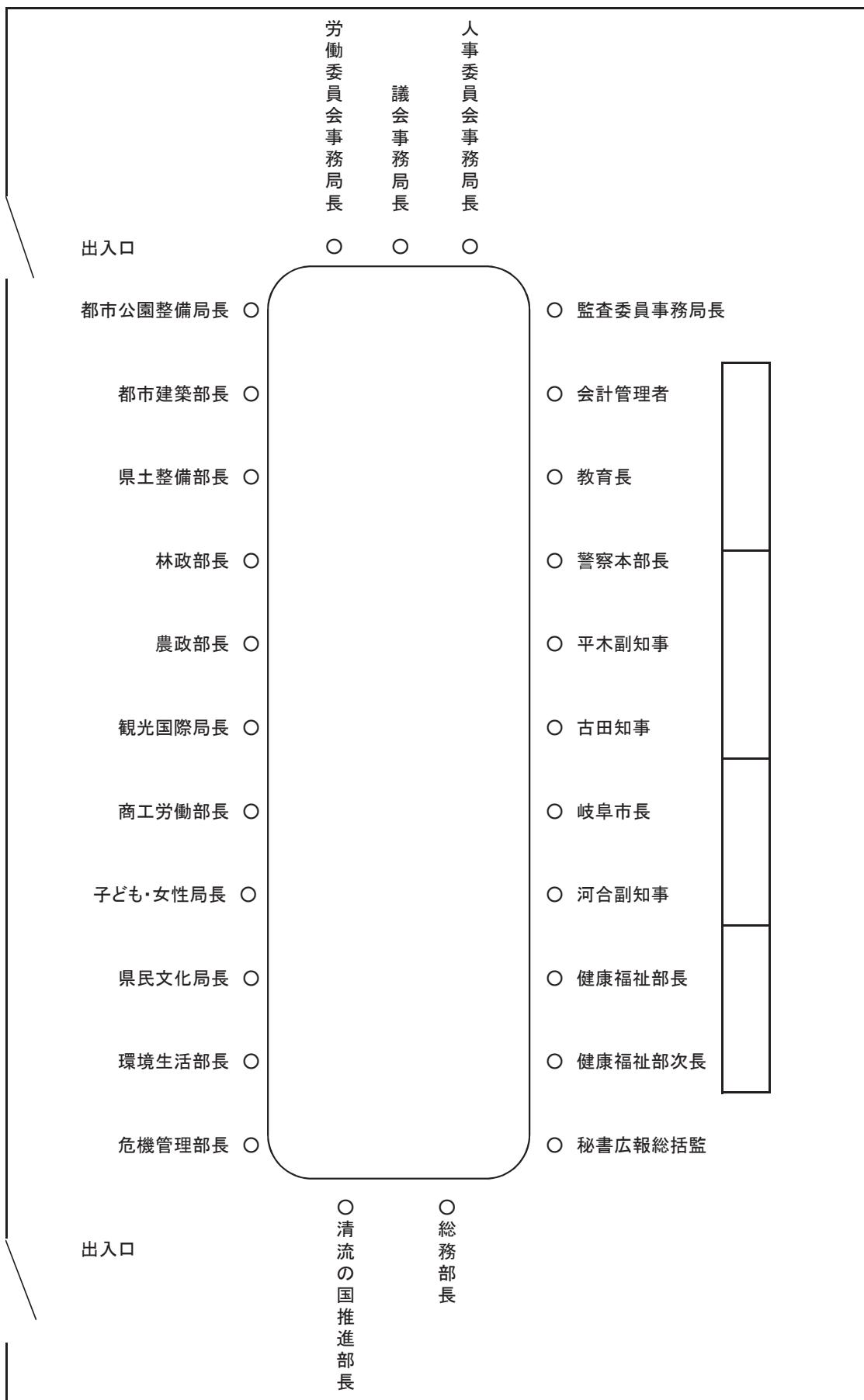
本部員会議（第7回）

日 時：令和2年4月16日（木）
19時30分～
場 所：県庁4階 特別会議室

- 1 緊急事態宣言による緊急事態措置を実施すべき区域への指定について **資料1**
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置について **資料2**
- 3 施設の使用制限等の要請の方針について
資料3-1、資料3-2、資料3-3

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(第7回) 配席図

令和2年4月16日(木)19:30~
4階特別会議室



緊急事態宣言による緊急事態措置を 実施すべき区域への指定について

1 概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、4月7日に指定された東京都など7都府県（※）に加え、岐阜県など40道府県が追加指定され、全都道府県に拡大される見込み。

（※）埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

2 想定される内容

（1）緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月16日から令和2年5月6日まで

（2）緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県

（3）緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置について

国	岐阜県	市町村
<p>○國民生活及び国民経済の安定に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の運送要請等 (対象：指定公共機関) ・特定物資の売渡しの要請等 (都道府県の措置を支援するため緊急の必要がある場合) 	<p>○まん延防止に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出の自粛等の要請 ・学校、興行場等の使用制限要請等 <p>○医療等の提供体制確保に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時の医療施設での医療の提供等 	<p>○市町村対策本部の設置</p> <p>○市町村行動計画に基づく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する当該市町村の区域内に係る緊急事態措置の総合調整等 <p>○国民生活及び国民経済の安定に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資及び資材の供給要請 ・緊急物資の運送等 (対象：指定地方公共機関) ・特定物資の売渡しの要請等 ・埋葬及び火葬の特例等 ・生活関連物資等の価格の安定

県のこれまでの取組みと緊急事態宣言後の対応について

県のこれまでの取組み

- 1 不要不急の外出の自粛等について県民及び事業者への依頼
- 2 小、中、高等学校等の臨時休業
- 3 幼稚園、保育所及び放課後児童クラブ等の臨時休園・閉所
- 4 県営の施設、都市公園、スポーツ施設等の休館等・開館延期
- 5 イベントの中止、延期又は規模縮小
- 6 社会福祉施設における感染症予防対策の徹底
- 7 自然災害等発生時に備えた感染症対策の強化
- 8 県民への呼びかけ、広報の強化（コールセンターの新設）
- 9 計画的在宅勤務の導入

緊急事態宣言後の取組み

- 1 県民及び事業者への要請等（特措法24,45条）
- 2 小、中、高等学校等の臨時休業（特措法24,45条）
- 3 幼稚園、保育所及び放課後児童クラブ等の臨時休園・閉所（特措法24,45条）
- 4 県営の施設、都市公園、スポーツ施設等の休館等・開館延期
- 5 イベントの中止、延期又は規模縮小（特措法24,45条）
- 6 社会福祉施設における感染症予防対策の徹底
- 7 自然災害等発生時に備えた感染症対策の強化
- 8 県民への呼びかけ、広報の強化（コールセンターの新設）
- 9 計画的在宅勤務の導入
- 10 臨時の医療施設での医療の提供等（特措法48,49条）
- 11 物資及び資材の供給要請（特措法54条）
- 12 緊急物資の運送等（特措法54条）
- 13 特定物資の売渡しの要請（特措法55条）
- 14 埋葬及び火葬の特例等（特措法56条）
- 15 生活関連物資等の価格の安定（特措法59条）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための岐阜県における緊急事態措置等

1. 区域 岐阜県全域

2. 期間 令和2年5月6日（水）まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

（1）県民向け：徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

（2）事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

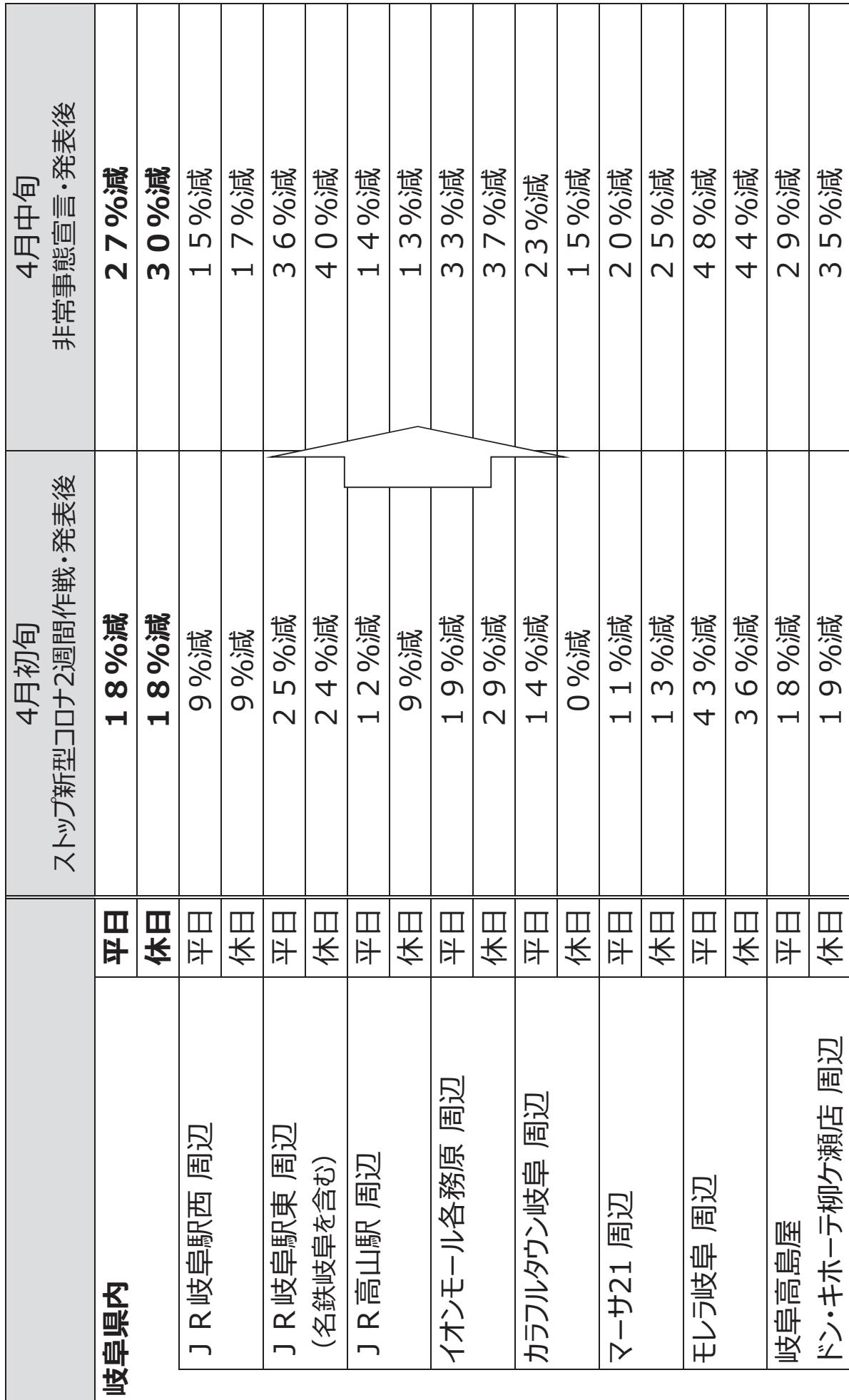
・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼

・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

ビックデータを活用した県民の動向実態

岐阜県での初感染者の発生（2月下旬の平日・休日）を基準とした比較

資料 3-1



提供元：「モバイル空間統計（NTTドコモ）」

「休業協力要請」について（案）

休業協力要請の内容

要請期間	令和2年4月18日（土）～5月6日（水）
対象地域	岐阜県全域
実施内容	<p>1. 基本的に休止を要請する施設</p> <p>① <u>床面積の合計によらない</u>下記の施設 遊興施設、運動施設、遊技施設、劇場、集会・展示施設、文教施設、保育所等</p> <p>② <u>床面積の合計が1,000m²を超える</u>下記の施設 大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設</p> <p>2. 特措法によらない協力依頼を行う施設</p> <p>① <u>床面積が1,000m²以下の</u>下記の施設 大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設</p> <p>3. 基本的に休止を要請しない施設</p> <p>① 社会福祉施設等 ② 社会生活を維持する上で必要な施設</p>

対象施設の内訳

1. 基本的に休止を要請する施設

① 床面積の合計によらない下記の施設（特措法第24条第9項）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスパジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室デオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス等
運動施設、遊技施設	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
文教施設		学校（大学等を除く。）
社会福祉施設等		施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（=休業要請）ただし、必要な保育等は確保した上で、適切な感染防止対策の協力を併せて要請
		保育所、学童クラブ等

② 床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ を超える下記の施設（特措法第24条第9項）

施設の種類	要請内容	内訳
大学・学習塾等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 博物館、美術館、図書館 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等		
ホテル又は旅館		
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

2. 特措法による協力依頼を行う施設

① 床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ 以下の下記の施設

施設の種類	要請内容	内訳
大学・学習塾等	床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ 超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 但し、床面積の合計が 100m^2 以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業 博物館、美術館、図書館 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等		
ホテル又は旅館		
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 但し、床面積の合計が 100m^2 以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

3. 基本的に休止を要請しない施設

※ 別表の「適切な感染防止対策」の協力を要請（特措法第24条第9項）

① 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内 訳
社会福祉施設等	適切な感染防止対策の協力を要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

② 社会生活を維持する上で必要な施設（「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」を踏まえた整理）

施設の種類	要請内容	内 訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力を要請	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力を要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力を要請、 営業時間短縮の協力を要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※ 営業時間短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力を要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力を要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等		工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力を要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力を要請	メディア、葬儀場、浅湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 (約2m間隔の確保) ・換気を行う（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

■対象施設一覧

種類	施設	1000m ² 超	100m ² 超~1000m ² 以下	100m ² 以下
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）
	ナイトクラブ			
	ダンスホール			
	バー			
	個室付浴場業に係る公衆浴場			
	ヌードスタジオ			
	のぞき劇場			
	ストリップ劇場			
	個室ビデオ店			
	ネットカフェ			
	漫画喫茶			
	カラオケボックス			
	射的場			
	勝馬投票券発売所			
運動施設、遊技施設	場外車券売場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）
	競艇場外発売場			
	ライブハウス			
	体育館			
	水泳場			
	ボーリング場			
	スポーツクラブなどの運動施設			
劇場等	マージャン店	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）
	パチンコ屋			
	ゲームセンターなどの遊技場			
	劇場			
集会・展示施設	観覧場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）
	映画館			
	演芸場			
博物館等	集会場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）
	公会堂			
	展示場			
	博物館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	美術館			
	図書館			

種類	施設	1000m ² 超	100m ² 超~1000m ² 以下	100m ² 以下
文教施設	学校（大学等を除く）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）
大学・学習塾等	大学	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	専修学校			
	各種学校などの教育施設			
	自動車教習所			
	学習塾			
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗			
社会福祉施設等	保育所	施設の使用停止及び催し物の停止要請（＝休業要請） ただし、必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力を併せて要請	施設の使用停止及び催し物の停止要請（＝休業要請） ただし、必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力を併せて要請	施設の使用停止及び催し物の停止要請（＝休業要請） ただし、必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力を併せて要請
	学童クラブ	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）			
	保健医療サービス提供施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）			
医療施設	病院	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	診療所			
	薬局			

種類	施設	1000m ² 超	100m ² 超~1000m ² 以下	100m ² 以下
生活必需物資販売施設	卸売市場	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	食料品売場			
	百貨店における生活必需物資売場			
	ホームセンターにおける生活必需物資売場			
	スーパー・マーケットにおける生活必需物資売場			
	コンビニエンスストア			
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む） (宅配・テークアウトサービス含む)	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請
	料理店 (宅配・テークアウトサービス含む)	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テークアウトサービス除く。）	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テークアウトサービス除く。）	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テークアウトサービス除く。）
	喫茶店 (宅配・テークアウトサービス含む)	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テークアウトサービス除く。）	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テークアウトサービス除く。）	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テークアウトサービス除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	旅館			
	共同住宅			
	寄宿舎			
	下宿			
交通機関等	バス	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	タクシー			
	レンタカー			
	鉄道			
	船舶			
	航空機			
	物流サービス（宅配等）			
工場等	工場	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	作業場			

種類	施設	1000m ² 超	100m ² 超～1000m ² 以下	100m ² 以下
金融機関・ 官公署等	銀行	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
	証券取引所		テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
	証券会社		テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
	保険		テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
	官公署		テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
	事務所		テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
その他	メディア	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	葬儀場		適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	銭湯		適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	質屋		適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	獣医		適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	理美容		適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	ランドリー		適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	ごみ処理関係		適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請

新型コロナウイルス感染拡大防止の休業要請に係る協力金について（案）

資料3-3

予算規模精査中

事業の内容		対象事業者（休業要請先施設）
1 事業名 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（仮称）	2 事業の概要 (1) 概要 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「非常事態」措置期間中、県の休業要請に応じて、4月18日から5月6日までの間、全面的に協力いただける中小事業者に対し、協力金を支給 (2) 支給対象 県の要請を受けて、県内の施設を全面的に休業する中小事業者 (3) 支給額 50万円（1事業者あたり）	<p>施設の種類</p> <p>内 訳</p> <p>遊興施設等 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスパ、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付き劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等</p> <p>大学、学習塾等 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等</p> <p>運動、遊技施設 体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等</p> <p>劇場等 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p> <p>集会・展示施設 集会場、公会堂、展示場</p> <p>商業施設 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）</p> <p>その他 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗</p> <p>※ 床面積の合計が1,000m²を超えるものに限る</p> <p>※ 床面積の合計が1,000m²を超えるものに限る</p> <p>※ 床面積の合計が1,000m²を超えるものに限る</p>

事業の内容		対象事業者（休業要請先施設）
1 事業名 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（仮称）	2 事業の概要 (1) 概要 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「非常事態」措置期間中、県の休業要請に応じて、4月18日から5月6日までの間、全面的に協力いただける中小事業者に対し、協力金を支給 (2) 支給対象 県の要請を受けて、県内の施設を全面的に休業する中小事業者 (3) 支給額 50万円（1事業者あたり）	<p>施設の種類</p> <p>内 訳</p> <p>遊興施設等 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスパ、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付き劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等</p> <p>大学、学習塾等 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等</p> <p>運動、遊技施設 体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等</p> <p>劇場等 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p> <p>集会・展示施設 集会場、公会堂、展示場</p> <p>商業施設 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）</p> <p>その他 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗</p> <p>※ 床面積の合計が1,000m²を超えるものに限る</p> <p>※ 床面積の合計が1,000m²を超えるものに限る</p> <p>※ 床面積の合計が1,000m²を超えるものに限る</p>